

重 要 事 項 説 明 書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 事業者

事業者名称	一般社団法人 StandByTheChildren
主たる事務所の所在地	西宮市生瀬町2-2-2 山武ビル2階
法人種別	一般社団法人
代表者職氏名	代表理事 吉住 育子
電話番号	0797-78-6533

第2 事業の概要

事業の種類	小規模保育事業A型			
事業所の名称	ALOHA 保育園 たちはな園			
事業所の所在地	尼崎市立花町4丁目1-11 ランドマーク立花1階			
電話番号・FAX	電話 06-6438-1551 FAX 同上			
管理者(施設長)氏名	船津 有惟			
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	計
	3人	4人	5人	12人

第3 事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

第2条 当園は、保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する3歳未満の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育を提供することを目的とする。

- 2 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- 3 保育の提供にあたっては、子供の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育を提供するよう努める。

- 4 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 5 当園は、「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準等を定める条例」「尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例」その他の関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

施 設	構 造	鉄筋コンクリート4階建て1階部分
	延 床 面 積	54.8 m ²

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳 命 室	1室	3人10.29m ²
ほ ふ く 室	1室	4人13.68m ²
保 育 室	1室	6人14.25m ²
調理室	1室	
屋外遊戯場(園庭)		屋外遊戯場3.696m ² (代替場所 福住公園)

第5 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	私立保育所
連携施設の名称	保育園パステルのひろば
連携協力の概要	卒園後の受け入れ

第6 職員の配置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	職務内容
施設長	1	1	—	保育の質の向上及び職員の資質向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的におこなう。
保育士	8	3	5	子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

保育従事者	0	0	0	全員、保育士資格所持者のため不要
調理員	3	0	3	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
施設長	9：00～18：00	異なる場合もあります。
保育士	早番 7：15～16：00 日勤 8：30～17：15 遅番 9：40～18：40	非常勤保育士は左記以外のシフトもある。
調理員	9：00～14：00	

※ ローテーションにより、各保育士及び保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開園曜日		月・火・水・木・金・土 (日・祝日を除く)
開園時間 (延長保育)	平日	7：30～18：30 (～19：00)
	土曜日	7：30～18：30
保育短時間認定に係る保育時間		8：30～16：30
保育標準時間認定に係る保育時間		7：30～18：30 (平日11時間の開所時間)

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

第9 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当事業所の保育理念

- 子どもの最善の利益の考慮
- 生きる力の育成

(2) 当事業所の保育の目標

- 「心をはぐくむ」・・・保育士が人権意識をもち、子どもの自己肯定感を育てます。
- 「子どもの気持ちによりそう」・・・愛情深い保育環境をめざします。
- 「一人ひとりをあたたかく」・・・個々に応じた援助を大切にします。

(3) 保育方針

- 子どもの気持ちによりそい、自己肯定感を育む保育をおこないます。

(4) 一日の流れ

時間	活動		
	0歳児	1歳児	2歳児
7:30	○順次登園 ・好きな遊び	○順次登園 ・好きな遊び	○順次登園 ・好きな遊び
9:00	○朝のおやつ ○朝の会	○朝のおやつ ○朝の会	○朝のおやつ ○朝の会
10:00	年齢別設定保育	年齢別設定保育	年齢別設定保育
11:00	○給食 ○午睡	○給食 (11:15) ○午睡	○給食 (11:30) ○午睡
15:00	○おやつ	○おやつ	○おやつ
16:30	○順次降園 ・好きな遊び	○順次降園 ・好きな遊び	○順次降園 ・好きな遊び
18:30	○降園	○降園	○降園
19:00	○延長保育	○延長保育	○延長保育

(5) 年間行事計画 *変更になる場合は隨時お知らせいたします。

月	行 事
4月	・入園・進級式・進級児バイキング給食・慣らし保育 (約2週間)・歯科検診 ・内科検診1回目・地域探検
5月	・子どもの日・ピクニック (2歳児のみ)
6月	・個人懇談
7月	・七夕
8月	・水遊び・食育クッキング
9月	・ALOHA フェスタ (運動会)
10月	・ハロウインクッキング・パレード・ピクニック
11月	・アートフェスタ (作品展)
12月	・クリスマス音楽会・内科検診2回目
1月	・お正月遊び
2月	・節分・食育クッキング
3月	・発表会・ひなまつり・お別れ遠足・卒園式・修了式

※ 参観・誕生会・身体測定・避難訓練は隨時実施します

*2歳児のみ 茶道 (月1回) *全園児 英語月1回

(6) 給食の提供

○管理栄養士によるメニュー作成・栄養計算をおこない、自園調理をおこなう。

○アレルギー食対応。

○保護者へメニューを配布し、食育啓発もおこなう。

(7) その他の事業の実施状況

○ゲストティーチャーとのふれあい事業

- ・異文化や、特技のあるゲストティーチャーを依頼し、子どもの豊かな感性を育む機会とし、様々な人とかかわることでコミュニケーション能力を養っていく。

○茶道（2歳児のみ月1回）

- ・和の心や作法を学び、茶道を楽しむ。

○英語タイム（全園児月1回）

- ・世界には様々な人、言語があることを知り、楽しみながら英語に親しむ時間を過ごす。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額

- ・支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。
- ・市民税非課税世帯の児童にかかる保育料については無償。
- ・次の場合は、保育料の日割り計算をおこないます。

1,月の途中退園の場合

2,災害その他の緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がされない場合。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いいただきます。

保育標準時間 18:30～19:00	保育短時間 16:30～18:30
500 円	30 分ごとに 500 円
月 5,000 円	月の申し込みは無し

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)・(2)に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
カラー帽子代	個人の持ち物で卒園まで使用のため	850 円
スポーツ振興センター保険	保護者負担金	年間 250 円

第1 1 利用の開始、終了に関する事項

「施設の利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意点」

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 入所児童が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第1 2 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

内科医

医療機関の名称	森下小児科・アレルギー科
医師名	森下 英明
所在地	尼崎市七松町1丁目9-2-2階
電話番号	06-6415-8725

歯科医

医療機関の名称	ひだまりの歯科
医師名	合田 裕
所在地	尼崎市立花町1丁目4-7立花レジデンス1階
電話番号	06-6423-8802

第1 3 緊急時等の対応方法

入園児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。

また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任をもってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

第1 4 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

第1 5 防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、マニュアル設定、職員研修を定期的に行い、安全を確保し、事故防止に努めます。

第16 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子供のしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子供の面前で行われるDV（暴言暴力） 等
<p>・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子供に心配なケガやあざがあった場合には、<u>保育所として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、保育所ではありません）。</u></p> <p><u>市に通告することにより、子供と保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができます。保育所は、子供を大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。</u></p>	

登園時の健康観察について

・登園時に、子供の体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子供の健康観察を丁寧に行います。

・保育中に子供のケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります

第17 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

相談・苦情受付担当者	施設長 船津 有惟 園電話 06-6438-1551
相談・苦情解決責任者	代表理事 吉住 育子 園電話 06-6438-1551・0797-78-6533
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けています。
第三者委員	天野照子 0798-74-2073 (元西宮市立幼稚園園長・武庫川女子大学、関西学院大学非常勤講師)

第18 その他留意していただきたいこと

- (1) 給食について、家庭で食べていない食材を園で初めて食べることがないように
食事について、詳しくその都度お知らせください。(アレルギー防止対策)
- (2) アレルギーについてお知らせください。(食品だけではなく、すべてのアレルギーについて)
- (3) 保育料の期日は厳守してください。(25日集金で事前に徴収袋をお渡しいたします)
- (4) 職場が変わったとき、緊急連絡先の変更などあった場合は、すぐにお知らせください。
- (5) 集団生活ですので、感染症になった場合は、医師の判断とお子様の様子で完全に完治
されてから登園なさってください。(集団感染予防のため)
- (6) 保護者がお休みの日は、家庭保育をお願いいたします。
- (7) 前日に体調不良で早退された場合は、翌日は家庭保育をお願いいたします。
- (8) 気づいたことは、その都度お知らせいたしますので、園の保育方針にご理解・ご協力を
よろしくお願ひいたします。

※この重要事項説明書の内容は令和7年4月現在の情報です。